

第16日

平成24年12月19日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第86号議案ほか6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第86号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、86号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、実費弁償を行う者を定める規定を同法から引用しているために生じる条項のずれを整理するものであります。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴い、必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案朝倉市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が施行されたことに伴い、関連条例の改正を行うものであります。

地域主権一括法とは、これまで国が法令により定めていたさまざまな基準を地方公共団体が条例で独自に定めることができるようにしたこと、県が持っているさまざまな権限を市町村へ移すことなど、市町村の自主性、自立性を高める改革を進めるよう、関係する多くの法律を一括して改正したものです。

本件は、地域主権一括法により、地方公共団体の国等に対する寄附を原則制限していた地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、今後地方公共団体から国等に対する寄附は、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとなったため、この条例を改正しようとするものです。

執行部の説明によりますと、現在、改正前の条例に既に普通財産は、他の地方公共団体またはその他公共団体に公用もしくは公共用または公益事業の用に供するのであれば譲渡

することができるとしており、国についても普通財産を公用や公共用に供するのであれば無償譲渡することに問題ないと判断したとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定についてであります。

本件は、市民の民主的なコミュニティ活動を促進し、魅力ある地域社会を形成するための拠点施設として、朝倉市コミュニティセンターを設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

本件は、平成25年4月から現在、甘木地域にある10の公民館をコミュニティセンターに移行し、朝倉公民館を朝倉地域生涯学習センターの一部として運営するものです。

条例の主な内容であります。ことしの3月に制定しました甘木地域センター条例に準じて策定しております。

第1に、コミュニティセンターの設置の目的、名称、位置、開館時間、休館日及び事業内容を定めています。

第2に、センター利用の許可、不許可、許可の取り消し等を定めています。

第3に、センターの基本使用料、超過使用料及び暖冷房措置の使用料等並びに使用料の納付、減免等を定めています。

第4に、指定管理者による管理について定めております。

まず、地方自治法の規定により、法人その他の団体に指定管理を行わせることができる旨定めております。

次に、指定管理者の指定の申請方法及び指定管理者の選定方法について定めています。

また、指定管理者が行うべき業務及び利用料金の設定条件等を定めています。

さらに、附則において、朝倉市公民館条例の廃止並びに公民館の廃止に伴う朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、朝倉市図書館条例、朝倉市甘木地域センター条例、朝倉市川の駅原鶴条例の一部改正並びに朝倉公民館を地域生涯学習センターの施設に組み込むため、朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部改正を行っています。

審査に当たりましては、現在の公民館の名称を単にコミュニティセンターに変更するだけにとどまっていないか。公民館をコミュニティセンターに変更することで、どのようなメリットがあるかなどを執行部に問いただきました。

執行部によりますと、現在の公民館は社会教育法上の施設であるため、営利目的には利用できないなど、幾つかの制約があるため、公民館条例を廃止し、コミュニティセンターに変更することにより、それらの制約をなくし、利便性の向上が図られ、さらなるコミュニティの活性化が期待できるなどの説明がありました。

委員会といたしましては、公民館のコミュニティセンターへの移行は、市民の要望にか

なうものであり、今回の条例制定には賛同できるものの、朝倉市全体のコミュニティ組織の一体化が早期に必要であると、委員会の意思として強く要望するため、次のとおり附帯決議を付して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定に対する附帯決議、コミュニティ活動の拠点施設として、市民のよりどころとなるべきコミュニティセンターの設置が甘木地域のみで、朝倉市全体となっていないことは、コミュニティ活動の一体化に欠ける。今後、市民と行政の協働のまちづくり実現のため、朝倉市全体のコミュニティ組織制度のあり方について、早急に全体の統一を図り、コミュニティ組織の一体感の醸成に努められること。

以上、執行部におかれましては、委員会の意思を十分酌んでいただき、今後の市政運営に生かしていただきたいと思います。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務執行中に発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、平成23年7月14日午前10時40分ごろ、加害者である総務財政課の嘱託員が郵便物や文書等を市役所本庁から朝倉支所、杷木支所に配達する使送便業務のため、杷木久喜宮の浜川交差点付近において公用車を運転中、赤信号で停車した被害者の車両に追突し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として181万6,514円を支払う内容となっているところであり、全額損害保険金で補てんされるものであります。

以上が議案の内容ですが、本委員会といたしましては、事故防止策について執行部にただし、職員への安全意識の徹底や、昨年、公用車の一部に導入したエコメーターの安全面からの活用の説明を受け、審査を行いました。

今回の事故は、公務遂行中に起こした事故に対する措置であり、やむを得ないとしながらも、今後ともさらなる事故防止の取り組みに努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第104号議案、第105号議案及び第106号議案は、いずれも一部事務組合である福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴うもので関連がありますので、一括して報告させていただきます。

三つの議案の内容といたしましては、自然災害に備え、福岡県内の全60市町村が拠出した基金を運用する一部事務組合、福岡県市町村災害共済基金組合が平成25年3月31日をもって解散し、財産である基金総額約157億円を全構成市町村に返還し、解散後の事務を福津市に承継させようとするものです。

議案番号が前後しますが、まず第105号議案の内容について説明をいたします。

第105号議案では、福岡県市町村災害共済基金組合は、昭和48年に設立され、主に災害

に関する費用に充てるため、福岡県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、同組合を解散するものです。

次に、第106号議案の内容について説明いたします。

解散に伴い、組合の財産処分を協議するものであり、組合財産のうち普通納付金及び任意納付金を構成市町村に帰属させ、福岡県公営競技収益金均てん化基金を福岡県自治振興組合に帰属させるものです。

朝倉市の普通納付金及び任意納付金の金額は約4億200万円ですが、既にことし7、8月の豪雨災害復旧の一部財源として4億円を見込んでおり、実質残高は約200万円であるとのこと。

また、福岡県公営競技収益金均てん化基金とは、県内の公営ギャンブル収益金を基金とし、特別会計を設け、大規模災害時の防災ヘリコプター事業や県内市町村のパソコン整備事業など、構成市町村の行政水準の向上を目的とする事業を行ってきましたが、今回、災害共済基金組合の解散に伴い、当該事務を大野城市にあります福岡県市町村職員研修所などの管理を行う一部事務組合、福岡県自治振興組合に引き継ぐものです。

最後に、第104号議案の内容について説明いたします。

災害共済基金組合の規約を変更し、解散に伴う事務を福津市に承継しようとするものです。

組合解散後も組合の決算審査や解散に伴う事務が残りますが、これらの事務を現在の組合長である福津市に引き継ぐため規約を変更するものです。

これが各議案の内容ですが、本委員会といたしましては、いずれも災害共済基金組合の解散に伴う事務の事務上、必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） お尋ねいたします。

93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定についてなんですが、附帯決議を委員会でつけたというのは、朝倉市議会では初めてではないかというふうに思っておりますが、まず委員会で、まずどういったやりとりをしまして附帯決議をつけようとしたか、もう少し詳しく御説明いただけないかというふうに思っております。報告を聞きますと、一体感を醸成するのを急げという意味合いでつけられたということだったんですけども、ほかにどういったやりとりがあったのかが一つ。

2つ目が、委員会で附帯決議をつけたということですが、本議会のほうに出さず

に委員会にとどめたということにつきまして、どういう理由であるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田悌子君） 先ほども報告いたしましたが、この条例の制定が公民館条例を廃止することに伴う、コミュニティセンターへの移行が目的でありますので、その条例制定の趣旨には賛同するのですが、ずっと読み深めていきますと、住民のよりどころとするコミュニティセンターの制定に関しましては、全市的に統一されたものがないので、これは早急に取り組みをするべきということに関しまして、附帯決議案といたしました。

2点目の委員会の附帯決議にとどめましたことは、中でも委員会でも検討いたしました。理由といたしましては、委員会の附帯決議にすべきものか、議会としての附帯決議にすべきものかということは検討いたしましたが、先ほどの理由と同じで、議案としては賛成であるけれども、これはコミュニティの取り組みはしないと一体感が生じないということで、委員会にとどめました。以上です。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 早急にということであれば、附帯決議の中に期日的なもの、いつまでにとか、来年度中にとか、そういったものを設けるというのも、一つの選択肢としてあると思うんですが、こういった期日を設定するということについては、委員会の中で話し合いがなされましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田悌子君） 実はコミュニティセンター条例は朝倉市内のコミュニティ、現在のコミュニティに関しましても、どういう施設を使っているかということを検討しましたときに、必ずしも公的施設でないので、非常にこれは全てのコミュニティセンターには、この条例には合致しないということなどの話が出ました。その結果、これは期日を設定しても、なかなか、執行部内で検討していただくことであって、我々としてはここまでできないということを判断いたしました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 同じく私も93号のことについてお尋ねをしたいと思います。

本来、このコミュニティ条例の制定については、目的というか、これは運営管理が主たる目的のような気が私はするわけですが、組織的なことは別な問題として、その中で6番議員も言われましたが、附帯決議という言葉が、私も10年の議員ですが、初めて聞きました。附帯決議という言葉が委員会内で、委員会自体のことであれ、どれだけの強制力が、執行部に対する強制力があるのか。これがなければ、この条例は否決ちゃうか、そういうことになるのか。

本来、今までの自分の経験では、こういうことを要望して賛成しましたとかいうのが、

一般的な委員長報告であったかなと思いますが、強制力というのは、どこまでこれがあるのかを、委員会内でおさめれば、ここの中ではこういう強制力を、附帯決議をしましたという言葉でなくて、要望することで、全会一致で議決しましたとか、そういうことに言葉が出てくるのではないかな。附帯決議ちゅうと、非常に何か強制力のあるようなですね。今6番議員が言われたように、日にちの限定はしてないと。今後のスケジュールはどうなるかも、まだ明確じゃないと思いますが、そういうことで、まずは強制力はどんな、拘束力というか、そういうのがどういうことか。

それとこれは運営管理で、組織的な問題とは僕は違うような気がするわけですね。その点はどんなふうに協議されたかお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 今の件につきまして2点あったと思いますが、附帯決議につきましては、私ども勉強しました、初めてのことで、附帯決議というのはあくまでも強制力はない。しかし、要望よりも強いものとして、私たちの総意として出すということにいたしました。賛成、反対もありましたが、最終的には附帯決議をすることです。附帯決議に関しましては、強制力はないということですね。

それから、運営管理に関するのですが、趣旨の中にコミュニティのよりどころとするということが明記されています。コミュニティセンターは、住民のコミュニティを行うためのよりどころとするということで、これも含まれていると判断いたしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） これでいう条例では、運営管理のことしか、大体が、だから組織とは全然私は違うと思いますが、その話し合いはされたんですか。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 条例は運営管理のことですので、これには賛成だと、賛成をしました。けれども、運営管理であるけれども、コミュニティセンターとしたときに一体感、この中で、この条例に係るコミュニティセンターは全市的なものでなくて、まだ触れてない部分もあるので、あえてコミュニティのよりどころとするものとしては、もう少し一体感を伴うような取り組みが必要ではないかということで、附帯決議をしたわけです。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 理解、私はし切らんとかもかもしれませんけれども、実はこの運営管理の条例と附帯決議の中にあった、組織的なことのように理解しましたがけれども、それはこの条例以外のことを附帯決議で出すちゅうことには、私はどうも理解できませんが、それをもう一度、どういうことであつたか、話されたかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） その点が委員会の中でも問題であつただろうと思っております。コミュニティセンターを、朝倉市コミュニティセンターの捉え方が問題、そのあたりの捉え方の違いであらうと思っています。その件に関しまして、朝倉市がコミュニティを育てていくのに、コミュニティセンターをどのような捉え方をするかということが、そのこのところの一体感ができてないために、附帯決議をあえてして、そのこのところの一体感を醸成するようにという附帯決議をしたわけです。委員会としては、そこまでです。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 次に、100号議案交通事故の損害賠償についてをお尋ねいたします。

今回は金額が非常に大きくて、また過失割合も、後ろから追突したということで、市のほうの過失が大きいというふうに私は考えているんですが、委員会の中でどういった、執行部に対する要望とか注意とか、どういったやりとりがあつたかを教えてください。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 執行部の中では、一つはうきは市が絡んでることについてを質問いたしました。これはうきは自動車学校の車であると。この査定につきましては、保険会社の査定であるからということでありました。

それから、報告がおくれたことに関しても、治療が遅くなったということで、あと安全面につきましては、何度でも私たちはしてるということで、執行部から報告申し上げましたように、エコメーターをつけてる中に、ずっと急発進をしてるとか、いろんな評価があるわけですね。そういう報告を受けながら、執行部も注意は十分行ってるという説明を受けました。以上でよろしいですか。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） そうしますと議会として執行部に対して安全確認といいますか、安全確保については十分要望したということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 毎回、そのことについては出るたびに申し上げてはおります。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 93号議案ですが、委員長報告の中で説明があつたかと思いますが、確認といいますか、御質問させてください。

附帯決議、委員会の中における附帯決議ということで、委員会で決められたということなんですが、全会一致なのか、賛成多数なのか、そこだけ確認をさせてください。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 賛成多数、最終的には賛成多数でございました。

(発言する者あり)

○議長(手嶋源五君) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(平田梯子君) 訂正いたします。これは討議の中でいろいろありましたが、最終的には全会一致ということです。訂正いたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて報告に対する質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 平田梯子君降壇)

○議長(手嶋源五君) それでは、第86号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案朝倉市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第85号議案ほか4件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第85号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第85号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入支出に1億1,619万7,000円を追加しようとするものであります。

内容といたしましては、平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定したことに伴い、事業勘定において超過交付されていた額を国庫に返納する必要性が生じたことから、歳入について高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を増額し、歳出において、一般被保険者療養給付費の財源の組み替えを行い、平成23年度の国民健康保険療養給付費等負担金の精算返納金の補正を行うものであります。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第95号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、いずれも介護サービス事業の人員等の基準を定める条例制定であるため、一括して報告させていただきます。

この2議案は、いわゆる地域主権一括法が施行されたことにより、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令等で定められていた介護保険サービス事業の指定等に関する基準について、市の条例で定めることになり、第94号議案で、要介護の認定を受けた方が受けるサービスである指定地域密着型サービスについて、第95号議案で、要支援の認定を受けた方が対象となる指定地域密着型介護予防サービスについて、それぞれの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを定めようとするものであります。

執行部の説明によりますと、条例の制定に当たっては、設定する基準について、国から従うべき基準、標準、参酌すべき基準の三つの類型が示されております。市の条例としては従うべき基準と標準とされるものについては、国の基準と異なる基準を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、厚生労働省の基準どおりに定めることとした上で、参酌すべき基準についても、従来の基準にのっとり、適正に事業運営がなされるこ

とから、基準どおり定めることを基本としながらも、一部については独自基準を設定することとあります。

審査に当たっては、特に独自基準を設ける7項目について、その独自基準ごとに、その内容と設定することとなった具体的な理由などについての詳細な説明を受け、その根拠の妥当性や独自基準の設定による施設の利用者やサービス提供事業者への影響、特に宿泊を伴うサービスを提供する施設については、消防法施行令に定められていない275平方メートル未満の施設に対しても、スプリンクラー設備の設置を義務づけており、そのことが消防法との関係で問題とならないか、民間業者参入の妨げになるため、厳し過ぎるのではないかなどについてただしたところとあります。

参酌すべき基準として分類される部分については、十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて内容を定めることができるものであり、執行部としても、それぞれの独自基準については、設定することに法制上何ら問題なく、これまでに市が行ってきた地域密着型サービスの指定及び監督、実施指導の中での経験に基づき、実情を考慮した上で基準が必要であると考ええる部分であり、市独自の基準として設け、取り組んでいきたいとのこととあります。

本委員会といたしましては、条例の制定が法の改正によるものであり、独自基準を設定するに当たっての執行部の説明を了としながらも、特に独自基準の中には、介護サービス利用者の安心・安全を考慮した上での基準ではあるものの、サービス提供事業者への負担が増す項目もあるため、市の説明責任がこれまで以上に重要であることを指摘し、トラブルの起こらないよう対応されるよう要望し、両議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案朝倉市指定密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、地域主権改革の一環として、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めようとするものであります。

本件は、改正前の介護保険法で規定されていた基準にあわせ、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格を法人であることとし、さらに市の独自基準として暴力団の排除の規定を設けるものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第103号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、平成24年度末で朝倉市健康福祉館の指定管理者の指定の期間が切れるため、平

成25年4月1日からの5カ年について、朝倉市健康福祉館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものであります。

選考に当たっては、まず公募により募集したところ、3団体の応募があったとのことであります。その団体について、指定管理者候補者選考委員会において、募集要項に定める選定基準に基づき、それぞれの団体から提案された事業計画書、収支計画書及び関係資料による審査やヒアリングを行い、採点した結果、点数の最も高い株式会社ビクトリーを選定したということであります。

審査に当たりましては、朝倉市健康福祉館に指定管理者制度を導入して5年がたとうとしているが、指定管理者制度を導入する目的と、その達成状況などの検証が行われ、その上で次の5年間についても指定管理者を指定しようとしているのか。また、選定に当たっての審査項目には、これまでに寄せられた苦情や総括をした上での問題点等が反映されているのかなど、執行部にただしたところであります。

執行部によりますと、指定管理者制度の導入には、市民サービスの向上、民間の持っているノウハウを公の施設の管理運営に生かし、行政コストの削減を図るなどの目的があるが、朝倉市健康福祉館の指定管理料は無料であり、市の負担としては軽減されていること。21年度から23年度は黒字で経営されており、指定管理者制度導入以来、来館人数も大きな減少はなく、健康福祉館の目的である市民の健康維持と増進を図ることが達成されていると考えていることから、継続して指定管理者制度による管理運営を行いたいということでありました。

また、過去の審査項目を改善した上で選定しており、今後、基本協定締結に向けての協議を行うが、その際に、これまでの総括での問題点等を盛り込んだ上で、協定を提携したいということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、利用者の意見を取り入れることができるような体制づくり、また行政担当者の指導監督能力の向上に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 第95号議案について質問いたします。

条例を制定するに当たりまして、朝倉市の独自性を生かした基準を定めるということで、7項目上げてあるということでしたが、内容について御説明をいただきたいと思います。また、それをするることによって、朝倉市住民にとってどういうメリットがあるのか、どう

いう協議がされたのかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） 7項目を申し上げます。

1番目に、運営規程で定めるべきことに、退去に当たっての留意事項を追加しております。

2番目に、運営規程で定めるべきことに、入居一時金の取り扱いを追加しています。

3番目に、サービス提供記録等の保存期間に関する期間を2年から5年に延長しています。

○議長（手嶋源五君） 委員長、もうちょっとゆっくりお願いします。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） 4番目に、介護計画の作成について、モニタリングを毎月行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとするということを掲げております。

5番目に、個室以外の宿泊室を設ける場合の宿泊室の面積は、各宿泊室においての定員に7.43平方メートルを乗じたもの以上とするということを設けています。

6番目に、先ほども申しましたスプリンクラーを設置するものとするものを設けています。

7番目に、建物及び設備等の整備に当たっては、事業の継続性が確保されるものとし、土地建物等を借用して実施する場合は、長期間にわたり使用できるものでなければならないものとするという7項目上げています。

これは参酌すべき基準の中で、独自性を朝倉市が設けたことで、利用する方たちに安心・安全な、いろんな災害が起きたときにも対応できるような設備を、事業者はこの条例を設けて、きちんとした整備をしていただくということを上げております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 委員会の中で、今早くて聞き取れなかったところもあるんですが、7項目というのが、今まで朝倉市にはそういう基準がなくて、今度新しくできたということになるかと思うんですが、そのことに対して利便性がどのようになっていくのか。そして、それに対する指導、市のほうの指導、どういうふうに助言、指導されていくのか。そのあたり、委員会で議論されておりましたら、報告お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） 先ほども申しましたけれども、これは今までに朝倉市が設けていたわけではなくて、地域主権一括法の施行に伴って、県とかでされてた分がおりてきたということでありまして、介護保険法の一部が改正されたことに伴う条例の制定でありまして、7項目、独自の項目は、本当に利用者の安全性を重視した、参酌すべき内容の独自性でありまして、このことによる事業者を経費的ないろんな負担がかからないようにということが、委員会でいろいろ議論されたことであります。

それから、消防法の基準が、スプリンクラーにおきましては、消防法におきますと275平方メートル以上の施設ということが設けられておりますが、朝倉市はそれ以下においてもスプリンクラーを設置することを独自として今回上げておりますので、そのことによる事業者とのトラブルが起こらないようにということを、委員会ではいろんな法律を、憲法のこととか、いろんなことを学びながら委員会で協議いたしました。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） それでは、もう一件、96号議案につきまして、そちらのほうでも朝倉市の独自性を設けるということで、暴力団の規定を設けるということ、御説明ありましたが、この内容、どんな規定になってるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百合子君） 暴力団追放のほうは、私たちの委員会には関係ありませんので、これはほかの委員会で聞いていただきたいと思います。朝倉市が暴力団追放の条例を制定していることから、法人に当たっても、事業にかかわる方に対しても、これを設けるということを執行部のほうから説明がありましたので、それを了といたしました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第85号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案朝倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第88号議案ほか9件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました第88号議案ほか9件に

つきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第88号議案朝倉市土地改良事業及び農林業等事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により土地改良法の一部が改正され、96条の4に新たに第2項が追加されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、条例中に引用する土地改良法の条文について、96条の4を96条の4第1項とする規定の整理であります。

本委員会といたしましては、この条例改正が法律の改正に伴うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第89号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、別表に戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））を追加し、事業費の100分の25を分担金として徴収できるようにするものであります。

執行部の説明によりますと、両筑平野地区の県営かんがい排水事業施設が老朽化し、本年、通水試験を実施した結果、管水路に朝倉市の4カ所を含み、9カ所の漏水が発見されたとのことであります。

その対応策として、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））を適用し、県が実施する事業に対し、事業費のうち地元負担金の25%について、両筑土地改良区が負担しますが、その分担金を徴収することができるようにするものであります。

本委員会といたしましては、農業用水の安定供給のために必要な事業であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第90号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により、都市公園の一部が改正されたことに伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、都市公園施行令に規定する地方公共団体が設置する都市公園の配置、規模等の基準に準じて、市の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、都市公園について、市街地域内における住民1人当たりの

敷地面積では、参酌基準である5平米以上に達していることから規定せず、市の区域内における住民1人当たりの敷地面積では、参酌基準である10平米以上に達していないため、参酌基準どおり規定することとし、今後それを目標に公園整備を進めるとのことです。

本委員会といたしましては、この条例改正が法律の改正に伴うものであり、また参酌基準どおりとすることも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、下水道法施行令に規定する排水施設、処理施設等の構造及び維持管理等の基準に準じて市の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、参酌基準に基づいて検討した結果、市独自の基準を定める必要がないため、参酌基準どおりとしたとのことであります。

質疑では、施設の耐震対策について、可とう継手の使用状況をただしたところ、既に使用している施設もあり、今後も使用していくとの回答でありました。

本委員会といたしましては、この条例改正が法律の改正に伴うものであり、また参酌基準どおりとすることも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、公営住宅法及び同施行令に定められていた入居収入基準等を市の条例で定めるものですが、入居収入基準等は、改正前と変更しないものとしています。

執行部の説明によりますと、公営住宅及び改良住宅の入居収入基準及び高齢者、障害者、小学校未就学児童のいる世帯など、入居収入基準が緩和されている裁量階層世帯の条件につきましては、変更することにより、現入居者への影響が大きいため、今回、従来どおりとしたとのことであります。

また、市営住宅倉庫の管理については規則のみであったため、今回条例に追加することとあります。

本委員会といたしましては、この条例改正が法律の改正に伴うものであり、また変更することによる影響の大きさも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令及び同法施行規則に準じて市の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、特定公園施設のバリアフリー化は、これまで参酌基準に基づき行ってきたとおり、今後、異なる基準を設置すると整合性がとれないため、参酌基準どおりとするとのことであります。

本委員会といたしましては、この条例制定が法律の改正に伴うものであり、また参酌基準どおりとすることも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、市営住宅等の整備に関する法律を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、公営住宅整備基準に準じて、市の基準を定めるものであります。執行部の説明によりますと、整備基準の条例委任については、国土交通省令で定められていた市営住宅の整備基準設定権限が市へ移譲されたため、条例で制定する必要があり、その内容は、国土交通省令の参酌基準や技術的提言に基づき策定するものであります。

また、この条例制定後、朝倉市営住宅等の整備基準を定める条例施行規則をつくり、その中で基準の詳細を定めて、住宅を設置していくとのことであります。

本委員会といたしましては、この条例制定が法律の改正に伴うものであり、また参酌基準や技術的提言に基づき策定されることも理解できるため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案朝倉市水道法施行条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる地域主権一括法により水道法の一部が改正されたことに伴い、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容は、水道法施行令及び水道法施行規則に準じて市の基準を定めるものであります。

執行部の説明によりますと、現時点において、水道法令で定める資格基準を満たしている布設工事監督者3名、水道技術管理者6名が水道課に配置されていること、また現在水道工事のほとんどが配水管布設がえ工事、これは布設工事監督者の配置を必要とするも

のではないことから、水道法令に準じたとのことであります。

本委員会といたしましては、この条例制定が法律の改正に伴うものであり、また水道法令に準じることと理解できるため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第101号議案市道路線の廃止についてであります。

本件は、松ノ木団地内の市道、残り9路線を廃止するに当たり、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決を求められているものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、審査を行いました結果、松ノ木団地の建てかえに伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第102号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、市道路線を認定するに当たり、道路法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求められているものであります。

路線の概要であります。西原9号線につきましては、幅員5.0メートル、延長43.7メートルの道路を開発分譲に伴い市道として管理するために認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、認定基準に合致することを確認したところであります。

しかし、市道に接している約24平方メートルの市有地が普通財産として残ったことに対し、開発審査の段階で、処分を含め十分に協議すべきではなかったかなどについて執行部をただしたところであります。

これに対し執行部からは、残地については、今後、隣接者と必要であれば協議し、売却したいと考えているとの回答であります。

本委員会といたしましては、残った普通財産について、市の不利益とならないように対応することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第88号議案朝倉市土地改良事業及び農林業等事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、

討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案朝倉市水道法施行条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案ほか1件の審議を行います。

それでは、第83号議案専決処分について（平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第84号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時36分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、議会運営委員会より発議案2件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第107号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員星野洋子の任期が平成25年3月31日に満了することに伴い、再度同人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

次に、発議案第4号について、議会運営委員長の説明を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 草場重正君登壇）

○議会運営委員長（草場重正君） ただいま議題となりました発議案第4号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についての提案理由を簡潔に説明させていただきます。

本議案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねられることとなっております。

また、議会の議決権については、地方自治法第96条第1項に列挙された事件だけが議決事件となっており、法令または条例により議決事件として追加されない限り、法律上の議決事件ではないこととなっております。

これらを踏まえて、朝倉市議会としては、二元代表制のもと、議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務執行について、監視機能の強化を図り、もって市民の視点に立った、透明性の高い市政の推進に資するため、議員発議により、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由を説明いたしました。皆様方におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 草場重正君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。発議案第5号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第107号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案4号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第5号議員の派遣についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。発議案第4号及び発議案第5号については会議規則第35条第2項の規定により、第107号議案については会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第107号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり同意されました。

次に、発議案第4号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号議員の派遣についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決した発議案第5号については、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成24年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分閉会